

2

自然再生とは何か

自然再生

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。（自然再生推進法第2条）

自然再生を目的として実施される自然再生事業は、開発行為等に伴って損なわれようとする、または損なわれた環境をその近くに創出する代償措置としてではなく、過去の経済活動等によって損なわれた原生的生態系や、里地・里山といった人間活動とかかわり合いの深い生態系、その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

自然再生事業は、陸域の森林や草原、里地・里山、陸水域の河川や湖沼、湿原、海域の砂浜や干潟、藻場、サンゴ礁など多様な生態系を対象とした次の4つの行為をいいます。

良好な自然環境が
現存している場所において
その状態を積極的に
維持する行為

保全

自然環境が損なわれた地域や
二次的な自然環境が劣化した
地域において損なわれた
自然環境を取り戻す行為

大都市など自然環境が
ほとんど失われた地域において
大規模な緑の空間の造成などにより、
その地域の自然生態系を取り戻す行為

創出

再生

再生された自然環境の状況を
モニタリングし、その状態を
長期間にわたって維持するために
必要な管理を行う行為

自然再生事業の4つの視点

- ①生物の多様性確保を通じた自然との共生
- ②地域の多様な主体の参加・連携
- ③科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組
- ④残された自然の保全の優先と自然生態系の劣化の要因の除去